

## 令和5年度第3回宮崎県環境審議会 発言要旨

令和6年2月15日

### 1 審議事項

#### (1) 地域共生型の再生可能エネルギー導入のための促進区域の設定に関する環境配慮基準（最終案）について

事務局より説明

○会長

意見やコメントはないか。

(意見等なし)

○会長

原案のとおり、答申の準備を進める。

#### (2) 令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

事務局より説明

○委員

地下水測定を行う地点には、災害協力井戸も含まれているのか。また、災害が起こった際の、当該井戸を所有している家庭との連携はどうなっているのか。

○事務局

測定地点に災害協力井戸は含まれている可能性はあるが、確認はとっていない。

災害協力井戸は、市町村が年1回の水質調査を実施しているところもあるが、基本的には管理されていない井戸ということで、災害時にも飲用ではなく、トイレや風呂といった生活用水として使用されるものと聞いている。

○委員

P F A S 調査の話が多く、国の方針に沿った対応がとられていると感じた。

もし県内で P F A S が検出された場合は、P F A S の血中濃度検査は考えているの

か。また、新田原基地周辺で測定は行わないのか。

○事務局

現在のところ、血中濃度調査は考えていない。また、本測定は、県内全域の水質の概要を調査するためのものであって、どこかをターゲットにしたものではない。

○委員

今後、県内のPFAS調査を実施していくという理解でよいか。

県内にもPFASを使用している事業場があると聞いている。健康に関することなので、県が主導的に他の市町村にも呼びかけて調査を進めていただきたい。

○委員

ローリング調査ということは、毎年測定地点は変わるのか。

○事務局

今年度、県内河川等の158地点でPFAS存在状況緊急調査を行っている。この地点について、今後5年～10年かけてローリング調査を行う予定としている。

国も、専門家会議を設置して様々な検討をしていると聞いているので、今後、その知見に対応する調査体制を構築する必要があると考えている。

(3) みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例で定める排水基準の改正(案)について

事務局より説明

○会長

意見やコメントはないか。

(意見等なし)

○会長

原案のとおり、答申の準備を進める。

(4) 農用地土壌汚染対策地域の指定解除について

事務局より説明

○委員

田以外の畑や道路は、対策工事をせずに解除できるとあるが、畑では影響はないのか。

○事務局

法的基準は田のみで設定されており、畑については、データ分析を行っているわけではないが、これまで作物の生育不良等は確認されていない。

○委員

対策地域内では農家が営農しているのか、収穫等への影響は。

○事務局

対策工事後、基準値を下回って推移しており、通常どおりの営農を継続している。今も米を中心に作付けされており、収量も遜色ないと聞いている。

○委員

土呂久公害問題は終わったと考えていいのか。

○事務局

今回は法に基づき農用地土壌汚染対策地域を解除するもの。解除後も引き続き調査を継続し、安全性を確認していく。

○事務局

環境管理課では、公害健康被害認定患者の救済を行っており、令和5年度当初で認定患者が41名いる。砒素の影響については、急性毒性もあるが、遅発性もあり、鉾山閉山後数十年を経過した現在も毎年のように新規認定を行っている。

健康観察検診や補償給付等、今後も引き続き寄り添った対応をしていきたい。

○委員

「田以外」は対策工事をせずに解除が可能である旨の記載があるが、風評被害が懸念されるため、表現を変えた方が良いのでは。

○事務局

国の通知で「田以外」のくだりが表記されているため、原案のまま同じ表現を使いたい。なお、指定当時、米以外の畑作物のカドミウムや砒素含量は低いいため、畑は問

題ない。

## 2 その他

### ○委員

災害廃棄物をどう処理し、どこに処分するかという戦略が必要だ。一義的には市町村が対応するとしても、それだけでは間に合わない可能性もある。災害への備えと宮崎県の現状について伺いたい。

### ○事務局

本県の現状としては、平成 28 年に作成した宮崎県災害廃棄物処理計画では、各種災害を想定した廃棄物の量や処理の体制等を記載している。南海トラフ大地震が発生した場合の想定では、最大で災害廃棄物が約 1,171 万トンとなり、津波堆積物も含む。これを一度に処理はできないため、一旦仮置き場で分別し、焼却や埋却を行う予定であり、県全体で最大で 250 ヘクタールの仮置き場が必要となる。

現在、県内市町村によって 292 ヘクタールが仮置き場の候補地として選定されているが、実際に災害が発生した場合に使用可能かどうかは未確定であるため、県としてはまだ足りないと考えている。そのため、今年度、災害廃棄物処理に係る協定を結んでいる産業資源循環協会内に災害廃棄物処理のコーディネーターを協会内に設置し、首長を含む関係者に対し、災害廃棄物処理に向けた取組と特に仮置き場の設定の重要性を伝えている。また、候補地が形状的に使用可能かどうかやレイアウト等についてもアドバイス等を行っている。

さらに、災害廃棄物の処理でボトルネックとなる焼却処理は、現在県内市町村が保有する施設の焼却能力を考慮すると、約 4 年半かかると予想されている。災害が発生した際、迅速に災害廃棄物の処理ができるよう、県、市町村、民間団体を含む研修や演習を行うとともに、九州地方環境事務所を中心に九州各県との情報交換や図上演習も行っている。

### ○委員

災害が発生すると環境破壊や環境保全が問題となるので、当審議会でもそのことを頭に入れておいてほしい。災害が発生した時点では手遅れなので、事前の準備をしっかり進めていくべき。

### ○委員

県が環境アセスの際に行う委託調査において、専門家が収集した生データが沢山あると思うが、そのデータが表に出てこない。委託先と県で生データを共有することで、貴重な動物等の生息情報の提供をお願いしたい。

○事務局

生データの共有にはいろいろな権利等もあるが、できることを検討していかなければいけない。

○委員

震災後の金沢に行ったが、ライフラインを被災者目線で考えると、水と風呂と災害廃棄物の問題が大きいと感じた。東日本大震災の教訓を踏まえて、東松島方式が注目されている。これは宮城県東松島市が取り組んだ方法で、廃棄物の処理について、分別を徹底することでコストを抑え、地元の人々を雇用することで雇用創出を行い、リサイクルにより金属などから収入を得るという複合的な廃棄物処理が行われている。

地下水のくみ上げ過ぎについての問題が注目されている。熊本ではT SMCにより、地下水のくみ上げが増えると予想されている。その影響についてはどの部署が対応するのか。

○事務局

環境管理課は地盤沈下について所管しており、地下水のくみ上げによる地盤沈下の調査をしているが、県内で問題となっているところは現在把握していない。

○委員

半導体工場の誘致については、豊富な水が必要とされている。T SMCが熊本に進出した理由も、豊富な水が利用できるからだと考えられます。その一方で、農業用水の渇水の問題がある。戦略的に誘致する際は自然資源がどうなるかということも、市町村のみならず県も把握する必要があるかもしれない。